

社会福祉法人 花泉さくら会  
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人花泉さくら会（以下「本会」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき役員等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 理事長が委嘱した各種委員会の委員等

(報酬)

第 3 条 役員等に支給する役員等の範囲とその報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事年総額 4,000,000 円の範囲内

(2) 監事年総額 300,000 円の範囲内

2 月の途中において役員でなくなった場合の月額報酬の額は、当月分までの報酬を支給する。

3 理事長 月額 100,000 円

(1) 出勤は、週 3 回以上とする。

4 業務執行理事（常務理事） 月額 130,000 円

(1) 出勤は、週 4 回以上とする。

5 理事等の報酬は別に定める。

(報酬の支給日)

第 4 条 前条の報酬は、本会職員の給与の支給日に支給する。

(費用弁償)

第 5 条 役員等（理事兼務の職員を除く。）が、業務執行のため、理事長

が招集する会議等に出席したときは費用弁償として、次の各号に定める額を支給する。

(1) 理事会	1回	5,000円
(2) 監事会	1回	5,000円
(3) 評議員会	1回	4,000円
(4) 役員協議会	1回	4,000円
(5) 理事長が委嘱した各種委員会等	1回	3,000円

(旅 費)

第 6 条 役員等が職務のため旅行したときは、別に定める「社会福祉法人花泉さくら会旅費規程」に基づき旅費を支給する。

(委 任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

社会福祉法人花泉さくら会役員費用弁償規程（平成15年規程）は、平成25年3月31日廃止する。

この規程は、平成26年12月25日より施行する。

この規程は、平成27年10月9日より施行する。

この規程は、平成28年4月22日より施行する。

この規定は、平成31年1月10日より施行する。

この規定は、令和元年6月25日より施行する。